【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2023年9月6日

【会社名】 株式会社安楽亭

【英訳名】 ANRAKUTEI Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 先

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

【電話番号】 048-859-0555(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部次長 長江貴史

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

【電話番号】 048-859-0555(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部次長 長江貴史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 152,947,125円

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、2023年8月25日(金) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終

値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容	
普通株式	22,500株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株	

- (注) 1 2023年9月6日(水)付の取締役会決議(会社法第370条及び当社定款第26条の規定により、2023年9月6日 (水)に取締役会の決議があったものとみなされる。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。) によります。
 - 2 本募集とは別に、2023年9月6日(水)付の取締役会決議により、当社普通株式150,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決定しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から22,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
 - 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 4 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	22,500株	152,947,125	76,473,563
一般募集			
計(総発行株式)	22,500株	152,947,125	76,473,563

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3 に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連 して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関 係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		名又は名称	野村證券株式会社	
割当株数			22,500株	
払込金額	払込金額		152,947,125円	
	本店兒	斤在地	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
	代表都	音の氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎	
割当予定 先の内容			10,000百万円	
	事業の内容		金融商品取引業	
	大株芸	Ē	野村ホールディングス株式会社 100%	
	出資	当社が保有している割当予定先の株式の数		
当社との	関係 割当予定先が保有している当社の株式の数		75株	
関係	取引関係		一般募集の主幹事会社	
人的関係		·····································		
当該株券の	つ保有に	関する事項		

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、2023年8月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所に おける当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	2023年10月16日(月)	該当事項はありません。	2023年10月17日(火)

- (注) 1 発行価格については、2023年9月13日(水)から2023年9月20日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。
 - 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し 等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権とな ります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社安楽亭 本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
青木信用金庫 蕨駅前支店	埼玉県川口市芝新町7-5

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
152,947,125	3,000,000	149,947,125

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 払込金額の総額は、2023年8月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準 として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限149,947,125円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,007,647,500円と合わせ、手取概算額合計上限1,157,594,625円について、 グループ内の店舗の業態変更に240,000,000円、 安楽亭事業の既存店舗の設備更新に120,000,000円、 アークミール事業の既存店舗の設備更新に400,000,000円、 残額をDX化に係る設備投資資金に、それぞれ一般募集の払込後2025年3月末までに充当する予定です。

上記 から の各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

焼肉レストランを営む安楽亭事業の店舗について、店舗の属する商圏の特性等に鑑み、業態と店舗のマッチング最適化を図るため、アークミール事業を含むグループ内ブランドへの業態転換を行うための設備投資資金に240,000,000円

安楽亭事業における既存店舗の外観・内装の更新、駐車場整備等、既存店舗の売上向上に資する設備更新に 120,000,000円

アークミール事業における既存店舗の外観・内装の更新、駐車場整備等、既存店舗の売上向上に資する設備 更新に400,000,000円

オペレーション効率化を目的とした配膳ロボット・セルフレジ・来店受付及びタブレットオーダーのシステム導入にかかるDX投資に残額を充当予定です。

具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、2023年9月6日(水)付の取締役会決議により、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式150,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決定しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から22,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年10月11日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により 取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

EDINET提出書類 株式会社安楽亭(E03295) 有価証券届出書(組込方式)

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の 事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2023年9月6日)現在においてもその判断に変更はなく、また新た に記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

当社グループの事業上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。ここには当社グループでコントロールできない外的要因も含め記載しております。これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生を未然に防止し、万が一発生した場合の対応についても最小限のリスクに止める所存であります。なお、当該事項は、本有価証券届出書提出日(2023年9月6日)現在において判断したものであります。

(1) 食の安全・安心

当社グループは、お客様への「安全・安心」な食の提供を何よりも大切な使命と考えており、グループ工場を中心に、生産地まで通じた安心食材の調達や安定管理下での加工調理の仕組みを構築しております。また、お客様に対して食材トレーサビリティ(履歴管理)、成分検査情報などをはじめとした安全安心情報の発信に取り組んでおりますが、過去のBSE牛騒動やセシウム汚染牛の流通問題、社会現象化した他社食中毒事故などに類するような食の安全へのお客様心理に多大な影響を生む事態が起きた場合は、当社においても大きな風評等被害の発生が考えられ、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大規模災害、天候不順等

当社グループは、グループ工場を中心とした製造及び自社物流体制を構築し、コスト面ならびに安全管理面での優位性を軸にして、お客様へ安全・安心な品質の商品をお値打ち価格で提供させていただいておりますが、大規模な災害の発生等により製造・物流機能が停止した場合には、店舗における販売活動に支障をきたす可能性があります。

また、主な原材料調達地域における大規模な天候不順により農産物価格が極端に高騰するなど、安定した原材料 仕入が困難となった場合には同様に店舗における販売活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に悪 影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保と育成

当社グループは、経営資源の中で人材の確保と育成を最重要課題とし、お客様第一主義に徹した人材の確保・育成を重視していますが、そのような人材の確保と育成ができなかった場合、当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 財務体質

当社グループのレストラン事業においては、主にロードサイドを中心に焼肉レストランの多店舗展開を行っており、出店に際しては設備投資資金の大部分を借入金によって調達しているため、総資産に占める借入依存度が高い水準にあります。

当社グループは固定金利の借入金が少ないため、今後の金利変動・金融市場の動向によっては、当社グループの 金利負担・資金調達等において、業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。 当社グループは経営計画において、総資産・借入債務の圧縮を当面の方針として、激化する外食産業において競争力を継続的に維持させるため抜本的な経営構造改革を進めております。アクションプランとしてスクラップ・アンド・ビルドの推進、営業利益率・経営効率の改善、減損会計の適用等に対応するための低効率資産の売却、顧客ロイヤルティの向上、新業態の育成、フランチャイズシステムによる出店等を推進しております。当社グループが財務体質を改善できなかった場合には、当社グループの将来の成長・業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他社との競合

当社グループの主力業態である焼肉業態・ステーキ業態をはじめ、外食事業においては、個人店から大手チェーン店まで多数の事業者が競合しており、消費者の趣向やマインドが変化する中で、激しい競争の環境下にあります。

当社グループではユニークで優良な品質、サービスを追求し、消費者ニーズに対応したサービスの提供を行って おりますが、当社グループの想定以上に、急速な市場変化に伴い競争環境が激化する場合には、当社グループの経 営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 原材料価格の高騰

当社グループでは、主力商品(食肉)をはじめ様々な食材(野菜、穀物等)を国内及び海外から調達しており、調達地域における感染症発生や天候不順等を要因とする供給の低下、為替の大幅な変動による仕入価格上昇、セーフガード等関税引き上げによるコスト増加等の影響を受ける可能性があります。この対策として、当社グループでは、仕入れ先の分散化(米国以外にカナダ、南米諸国等からの仕入れルートを確保)、新規開拓に注力する等、リスクヘッジに努めております。

(7) 財務制限条項

当社グループの資金調達は、自己資金、借入金により行っております。借入金の一部については財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触し返済請求を受けた場合、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、借入金元本及び利息を支払うこととなり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計について

当社グループは、減損会計を適用しておりますが、当社グループの保有資産について実質的価値の下落や収益性の低下等により減損処理がさらに必要となった場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制等

食品衛生法等について

当社をはじめとした外食産業を規定する業法として食品衛生法など食品の安全に関する法令、規制、指導が多数存在しておりますが、とくに昨今の度重なる事件を受け商品自体の成分指定や作業手順に対する規制に加え、お客様への商品情報の提供に関する動きが増しております。

当社では、これまでにひきつづいて、自社グループ品質検査機関における商品の成分・細菌検査や店内施設の 拭取検査、原材料仕入における安全情報確認の推進などの手立てを講じておりますが、アレルゲン情報をはじめ とした安全情報の適切な提供についても厚く取組みを進め万全を期しております。

しかしながら、万一店舗において食中毒事故が発生した場合に、該当店舗の営業の停止もしくは中止が命ぜられることがあるほか、他の店舗についても利用が忌避されることが見込まれ、法令、規制等の強化に伴う対応コストの増加と合わせて当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

短時間労働者に対する社会保険、労働条件等の諸制度の変更

当社グループでは、店舗及び工場において多数のパート・アルバイト従業員が業務に従事しております。今後 このような短時間労働者に対する社会保険、労働条件等の諸制度にさらに変更がある場合には、当社グループの 業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

セーフガードの発動等について

政府が生鮮・冷蔵牛肉と豚肉の関税を引き上げる緊急輸入規制措置(セーフガード)を発動させ、あるいは輸入 停止措置等を採ることにより、牛肉、豚肉価格の高騰が生じた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可 能性があります。

個人情報保護のリスク

当社グループは、各店舗の顧客などに関する多くの個人情報を保有しております。これらの情報の取り扱いについては、社内ルールを設定し管理を徹底しておりますが、情報流出や犯罪行為等により情報漏洩が発生する可能性があります。その場合、社会的信用や企業イメージを損ない、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10)犯罪被害、風評被害

来店した客が迷惑行為や悪戯を行い、その様子をSNSに公開することにより、店舗の衛生面に関する不安を生じさせ、会社業績や信用を棄損するリスク(いわゆる外食テロのリスク)は、昨今外食企業にて度々発生し、社会問題化しております。当社グループにおきましても、もし店舗にて顧客の不適切行為が行われ、その動画等が広く拡散され、マスコミで報道されるような事態となった場合、客数、売上等の業績を棄損するおそれがあります。

当社グループは、テーブルオーダー式のサービスを中心とし、従業員によるきめ細やかな目配り、気配りのもとで店内管理を行っており、顧客の不正行為の発生の可能性は比較的低いと思われますが、今後も衛生保持の対策を徹底してまいります。

(11)システム障害、情報セキュリティリスク

当社グループでは、店舗運営や仕入業務、従業員管理、財務会計等において、各種システムを運用し、重要情報 を保持しております。ランサムウェア等悪意あるサイバー攻撃等を受けた場合、事業運営に支障を生じ、業績や信 用に影響を与える可能性があります。

当社グループにおきましては、システム開発・情報処理を担う㈱アン情報サービスにおいて、様々な情報セキュリティリスクについて分析し、適正な防止対策を行っております。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第45期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日(2023年9月6日)現在(ただし、既支払額については2023年6月30日現在)、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名			投資予定金額		次 今钿	着手及び完了予定年月		完成後の
事業所名	名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完了	増加能力
株式会社 安楽亭	安楽亭・ 七輪房事業	店舗設備 (業態変更)	385	43	増資資金 (注) 1 . 借入金	2022年4月	2026年3月	(注)2.
株式会社 安楽亭	安楽亭・ 七輪房事業	店舗設備 (設備更新)	220		増資資金 (注) 1 . 借入金	2023年4月	2026年3月	(注)2.
株式会社 安楽亭	安楽亭・ 七輪房事業	機械装置	623	45	增資資金 (注) 1 . 借入金	2023年1月	2026年3月	(注)2.
株式会社 ア ー ク ミール	アークミー ル事業	店舗設備 (設備更新)	670	120	增資資金 (注) 1 . 借入金	2022年4月	2026年3月	(注)2.
株式会社 ア - ク ミール	アークミー ル事業	機械装置	263	4	增資資金 (注) 1 . 借入金	2023年4月	2026年3月	(注)2.

- (注) 1.今回の一般募集及び第三者割当増資による調達資金であります。
 - 2. 省力化やサービス向上を目的とするものですが、完成後の増加能力を合理的に算出する事が困難であるため、記載を省略しております。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第45期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年9月6日)までの間において、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2023年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、柳 先、柳 允、青木 茂雄、鈴木 光一、河合 明弘、蒲島 竜也の6名を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、久島 巖を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、門田 睦美を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の約 賛成(反 (%	対)割合
第1号議案 取締役6名選任の件				(注) 1		
柳 先	14,347	421	1		可決	97.15
柳 允	14,355	413	1		可決	97.20
青木 茂雄	14,355	413	1		可決	97.20
鈴木 光一	14,350	418	1		可決	97.17
河合 明弘	14,352	416	1		可決	97.18
蒲島 竜也	14,351	417	1		可決	97.18
第2号議案 監査役1名選任の件				(注) 1		
久島 巖	14,651	117	1		可決	99.21
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 1		
門田 睦美	14,674	94	1		可決	99.36

(注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

EDINET提出書類 株式会社安楽亭(E03295) 有価証券届出書(組込方式)

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2022年4月1日	2023年 6 月30日
	(第45期)	至 2023年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 2023年4月1日	2023年8月14日
	(第46期第1四半期)	至 2023年6月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月30日

株式会社 安楽亭

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員

公認会計士 相馬 裕晃

業務執行社員

公心云山工 伯 河 伯 矛

指定社員 業務執行社員

公認会計士 吉田 武史

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安楽亭の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の評価(固定資産の減損損失の認識の要否)

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社グループは、焼肉レストランを中心に直営店を安楽亭業態110店、七輪房業態19店、アークミール業態129店、その他業態5店と多数運営をしている。当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産及び無形固定資産は10,322百万円が計上されており、連結総資産の51%を占めているため、連結財務諸表に対する金額的な重要性が高い。

これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。

会社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗としている。営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗のうち、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額までいる。この結果、当連結会計年度において245百万円の減損損失を計上している。(連結財務諸表注記「(重要な負損失を計上している。(連結財務諸表注記「(重結損益計算書関係) 5 減損損失」参照)

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、来客数や客単価の予測、コスト削減策の効果など、主要な仮定が織り込まれた店舗別の計画を基礎としている。

これらの主要な仮定には高い不確実性と経営者の主観 的な判断を伴い、固定資産の減損損失の認識の要否につ いての判断に重要な影響を及ぼし、監査においても職業 的専門家としての判断を要する。

以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。

(1)内部統制の評価

固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画及び翌連結会計年度以降の店舗別の営業損益予測に関する承認プロセスに焦点を当てた。

(2) 本社費配賦計算の妥当性の検討

各資産グループへの本社費の配賦について、経営者等への質問を実施し、本社費の配賦額の算定方法の妥当性を検討するとともに、本社費配賦額の再計算を行い、配 賦額の正確性を検討した。

(3)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検 対

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画及び翌連結会計年度以降の店舗別の営業損益予測に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、売上高予測やコスト削減策の効果の根拠及び過去の事業計画の達成状況並びに差異原因について経営者等に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。

- 問するとともに、主に以下の手続を実施した。 ・客単価の予測について、その基礎となる店舗ごとの予算が作成され、適切な承認を得ていることを確かめた。 また、客単価の予測における仮定の合理性を検討した。
- ・来客数や客単価の予測について、飲食業界全体の業界 動向と照らし、事業計画の合理性を検討した。
- ・コスト削減策に関する仮定について、施策別・費目別の内訳や根拠資料を閲覧し、その合理性を検討した。
- ・減損の兆候があると認められた店舗の営業利益について、翌年度利益計画と当年度実績の比較分析、過年度実績と当年度実績との比較を行い、状況変化の有無及びその程度を識別した。
- ・会社の一定の仮定に関する判断について、明らかに不合理でないかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社安楽亭の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社安楽亭が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部 統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報 告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は、当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

株式会社 安楽亭 取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 相 馬 裕 晃

業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 田 武 史 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安楽亭の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の評価(固定資産の減損損失の認識の要否)

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、焼肉レストランを中心に直営店を安楽亭業態110店、七輪房業態19店、その他業態5店と多数運営をしている。当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産及び無形固定資産は5,417百万円が計上されており、総資産の49%を占めているため、財務諸表に対する金額的な重要性が高い。

これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。

会社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗としている。営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗のうち、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上している。この結果、当事業年度において114百万円の減損損失を計上している。(財務諸表注記「(重要な会計上の見積り)1.固定資産の減損」参照)

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、来客数や客単価の予測、コスト削減策の効果など、主要な仮定が織り込まれた店舗別の計画を基礎としている。

これらの主要な仮定には高い不確実性と経営者の主観的な判断を伴い、固定資産の減損損失の認識の要否についての判断に重要な影響を及ぼし、監査においても職業的専門家としての判断を要する。

以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。

(1)内部統制の評価

固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画及び翌事業年度以降の店舗別の営業損益予測に関する承認プロセスに焦点を当てた。

(2) 本社費配賦計算の妥当性の検討

各資産グループへの本社費の配賦について、経営者等への質問を実施し、本社費の配賦額の算定方法の妥当性を検討するとともに、本社費配賦額の再計算を行い、配 賦額の正確性を検討した。

(3)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画及び翌事業年度以降の店舗別の営業損益予測に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、売上高予測やコスト削減策の効果の根拠及び過去の事業計画の達成状況並びに差異原因について経営者等に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。

- ・客単価の予測について、その基礎となる店舗ごとの 予算が作成され、適切な承認を得ていることを確かめ た。また、客単価の予測における仮定の合理性を検討し た。
- ・来客数や客単価の予測について、飲食業界全体の業界 動向と照らし、事業計画の合理性を検討した。
- ・コスト削減策に関する仮定について、施策別・費目別の内訳や根拠資料を閲覧し、その合理性を検討した。
- ・減損の兆候があると認められた店舗の営業利益について、翌年度利益計画と当年度実績の比較分析、過年度実績と当年度実績との比較を行い、状況変化の有無及びその程度を識別した。
- ・会社の一定の仮定に関する判断について、明らかに不合理でないかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は、当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月14日

株式会社 安楽亭 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 相 馬 裕 晃 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 吉 田 武 史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社安楽亭の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項(重要な後発事象)」に記載されているとおり、会社は、2023年7月21日の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、2023年7月31日付けで資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて 継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の四半期レビュー報告書の原本は、当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。